

令和7年度
(2025年度)

会計管理者の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①市の会計執行機関として、法令等に基づく適正かつ円滑な会計業務を執行します。
- ②公金の出納にあたっては、常に効率的な事務執行に努め、相手方である市民や事業者の利便性の向上に繋がります。
- ③金利変動や物価高騰など、予測困難な近年の経済情勢を踏まえ、歳計現金や基金のより確実かつ効率的な保管・運用に努め、安定した財政運営に資するよう取り組みを進めます。

<部の構成>

会計課

<主な担当事務>

- 1)現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。
- (2)収入及び支出命令の審査に関すること。
- (3)財政資金の需要計画の策定に関すること。
- (4)決算及び付属書類に関すること。
- (5)指定金融機関・収納代理金融機関に関すること。
- (6)基金の管理及び運用に関すること。

重点的な取り組み： 適正かつ円滑な会計事務の執行

支出手続きにおいては、法令等に基づき厳正に審査を行い、不適切な公金支出を防止するとともに、適正かつ速やかに収入手続きを実施することで、より正確性の高い公金管理に努めます。

重点的な取り組み： 公金収納事務のデジタル化への取り組み

公金収納事務においては、納付者である市民や事業者の利便性の向上のためデジタル化に取り組んでおり、現在、インターネットを利用したe L T A X（地方税共通納税システム）を地方税以外の公金収納に活用する取り組みを進めています。今後、対象となる公金の各基幹システムの改修や必要な手続きを進め、令和8年9月の運用開始を目指します。これにより、市民・事業者の利便性だけでなく、金融機関の事務処理の効率化や本市会計事務の正確性の向上に繋がります。

重点的な取り組み： 基金の効率的な運用

基金の保管・運用にあたっては、法令に基づき、安全性の確保を最重要視しつつ、効率性を追求する観点から、基金運用における債券の購入を計画的に行っているところです。今後も長期財政の見通しや金融情勢を踏まえ、運用額や運用手法のさらなる検証を進め、より適切な運用を目指します。